



平成19年度予算は全会一致で可決されました

# NEWS 議会通信

**第** 1回定例会は3月7日に開会し、平成19年度の一般会計をはじめ6特別会計の当初予算、平成18年度補正予算や清里町議会の議員の定数を定める条例など8件の条例制定・改正案など、それぞれ慎重審議の結果いずれも原案どおり可決し、9日に閉会しました。

## 議員定数を9人に削減！

### 4月の統一地方選挙から適用！

清里町議会の議員定数を2人減らし「9人」とする議員提案による条例改正案が提出され、賛成多数で可決されました。議員定数については、平成16年12月定例会で、次の一般選挙から議員定数を3人削減し、11人とする条例改正を行っていました。しかし、2月19日にさらなる定数削減の検討を求める陳

情書が町民36名から提出されたため、総務文教常任委員会に付託のうえ、審査を行いました。委員会では「平成16年に議会改革特別委員会を設置し、1年間を費やし定数削減をしたのであり、それを最大限に尊重すべきで、今期内の削減はこれ以上すべきでない」という意見と、「平成16年当時とは議会を取り巻く状況が変わり、委員会の重複所属が可能になったことや、近隣自治体が定数を大幅に削減しており、多くの町民も望んでいるので、それに応えるべきだ」という意見の二つに別れました。また、この間、公開で議員協議会を開催して、全議員の意見を聴きましたが、「削減すべき」「削減すべきでない」と意見が真っ二つに別れました。以上のことから委員会では意見を一本化できなかつたため、採決を行った結果、賛成多数で「採択すべきもの」と決し、本会議で報告しました。

### 陳情書

■件名 清里町議会議員定数削減の検討について

■提出者 三上政夫氏（羽衣町24）外359名

■陳情の趣旨 近年地方自治体を取り巻く情勢は年々厳しさを増し、特に財政面においては、交付税の削減等厳しい状況下にある。他市町村では、職員給与の引き下げや議員定数の削減により歳出を抑制する動きが見られる。特に斜里町や小清水町では大幅に議員定数を削減し、統一地方選挙が実施される。本町においても、議会議員の定数削減を検討したい。

本会議では、委員長報告に対して質疑はなく、また、「反対討論」「賛成討論」もなく、採決の結果、賛成多数で陳情書は採択

されました。

なお、議員定数9人は4月の統一地方選挙から適用され、平成15年の前回選挙時から比べると定数は5人減になります。

### 清里町議会委員会条例の一部改正

—原案可決—

地方自治法及び議員定数を定める条例の改正に伴う改正と、字句を訂正するもので、主な改正内容は、産業福祉常任委員会の定数を「7人」から「8人」、議会運営委員会の定数を「6人」から「4人」、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の定数を「7人」から「5人」に改めるものです。なお、議員は複数の常任委員会に所属することが可能となりました。

### 清里町議会議規則の一部改正

—原案可決—

地方自治法及び議員定数を定める条例の改正に伴う改正と、字句を訂正するもので、主な改正内容は、委員会での議案提出が可能となりました。

## 平成19年度当初予算

総額76億7千990万3千円の骨格予算



岡本委員長（左）と畠山副委員長

橋場町長による平成19年度予算編成方針を受けて提案された一般会計及び6特別会計の予算は、予算審査特別委員会（岡本年行委員長・畠山英樹副委員長）で3月8日から9日まで2日間に行われたり審査を行った結果、原案どおり可決しました。

新年度予算は、4月に統一地方選挙が実施されるため、人件費や扶助費などの義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算で、7会計合わせて総額76億7千990万3千円。前年度と比較し、金額で15億5千88万5千円、比率で25・5%の増となつています。増の主な要因は、一般会計における国営小清水地区畑地帯総合土地改良パイロット事業負担金償還事業によるものです。



3月定例会（予算審査特別委員会含む）は、延べ28名が傍聴しました。

### 一般会計

—原案可決—

- 予算額 56億9千450万円
- 主な事業 「総合計画」「自立計画」の推進に向けた事業、国営小清水地区畑地帯総合土地改良パイロット事業負担金償還事業

### 介護保険事業特別会計

—原案可決—

- 予算額 3億4千857万9千円
- 主な事業 居宅介護サービス給付事業、施設介護サービス給付事業、地域支援事業（介護予防事業、任意事業）

### 国民健康保険事業特別会計

—原案可決—

- 予算額 7億1千365万7千円
- 主な事業 医療費給付事業、疾病予防事業、健康づくり事業、出産一時金・葬祭費給付事業

### 老人保健特別会計

—原案可決—

- 予算額 5億9千208万1千円
- 主な事業 医療費給付事業

### 簡易水道事業特別会計

—原案可決—

- 予算額 7千77万6千円

- 主な事業 水道水給水事業、配水管移設事業

### 農業集落排水事業特別会計

—原案可決—

- 予算額 1億3千320万円
- 主な事業 排水処理事業、汚泥堆肥化処理事業

### 焼酎事業特別会計

—原案可決—

- 予算額 1億2千711万円
- 主な事業 焼酎製造販売（製造予定数量160キロリットル）、清里町産農産物による新しい焼酎の開発

## 条例

### 清里町国民保護対策本部及び清里町緊急対処事態対策本部条例の制定

—原案可決—

国民保護法に基づき、清里町国民保護対策本部及び清里町緊急対処事態対策本部を設置し、運営等に関する必要事項を定めるものです。

### 清里町納税貯蓄組合条例の廃止

—原案可決—

本条例は、納税貯蓄組合法の

規定により設立された組合及び連合体事務の円滑な運営及び納税成績の向上を図ることを目的に制定されましたが、法令上の役割が終えたことにより条例を廃止するものです。

### 清里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

—原案可決—

国の人事院規則の改正により、「休息时间」の廃止と、1週間の勤務時間を国に合わせて40時間に改正するものです。

4月1日からの勤務時間は、午前8時15分から午後5時までとなります。なお、お昼の休憩時間は午後0時15分から午後1時までの45分間です。

### 町職員の給与に関する条例の一部改正

—原案可決—

人事院勧告による国の制度の改正に基づくもので、3人目以降の子等の扶養手当の額を6千円にするものです。

### 清里町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正

—原案可決—

学校教育法等の一部を改正す

る法律の施行に伴い、北海道医療給付事業補助要綱等が平成19年4月1日から改正されることによるもので、盲学校、ろう学校、養護学校の区分を無くし、障害種別を超えた「特別支援学校」に一本化するものです。

## 平成18年度補正予算

### 一般会計（第9号）

—原案可決—

今回の補正は、実行予算に基づく事業費の精算、物件費等の不用額の減額、今後必要が見込まれる経費の追加補正、さらには、一般財源及び特定財源の増減に伴う全体的な財源調整です。

- 補正額 2千263万3千円の減額
- 補正後の予算総額 42億4千149万7千円

- 主な内容 財源調整に伴う基金繰入金金の減額（1億2千805万9千円）、事業費の精算や物件費の不用額（5千660万5千円）、焼酎事業特別会計繰出金（735万4千円）

### 介護保険事業特別会計（第2号）

—原案可決—

## 地方自治の振興に貢献

この度、村尾富造議員、西部 甫議員、中西安次議員の3名が、全国町村議会議長会より自治功勞の表彰を受けました。これは、15年以上にわたり、議會議員として地方自治の振興に寄与された功績が認められたもので、3月定例会開会前に岡本副議長から表彰状が伝達されました。



予算審査特別委員会の審査及び一般質問の内容は、5月号でお知らせいたします

今回の補正は、平成20年度から施行される後期高齢者医療制度に対応するための介護保険システム改修費用です。  
 ●補正額 214万3千円  
 ●補正後の予算総額 3億7千627万3千円

### 国民健康保険事業特別会計 (第2号)

今回の補正は、実行予算に基づく療養給付費等の整理と、それに伴う特定財源の調整です。  
 ●補正額 2千756万9千円の減額  
 ●補正後の予算総額 6億7千225万3千円

農業集落排水事業特別会計 (第4号)  
 原案可決  
 今回の補正は 本年度計画した事業等の完了に伴う歳入歳出の調整です。  
 ●補正額 19万5千円の減額  
 ●補正後の予算総額 1億3千875万円

### 焼酎事業特別会計 (第2号)

原案可決  
 今回の補正は、焼酎販売収入の減額と、実行予算に基づく不

用額の減額です。  
 ●補正額 1千476万1千円の減額  
 ●補正後の予算総額 1億1千874万1千円

## 人事

### 網走支庁管内町村公平委員会委員

同 意  
 平成19年3月31日をもって任期満了となる委員の後任として、田中 誠氏(北見市端野町)の選任に同意しました。

## みどりフェス関連

### 損害賠償の額を定めることについて

原案可決  
 事故の概要 平成17年5月29日開催の「みどりのフェスティバル」において、強風により看板が倒れ来場者に傷害を負わせたもの。  
 ●損害賠償額 152万6千800円

### 清里町長等の給与等に関する条例の一部改正

原案可決

みどりのフェスティバルの事故の責任により、3月に支給する町長の給料から7万8千円(10%)、助役の給料から3万1千500円(5%)を控除して支給するものです。

### 一般会計 (第10号)

原案可決  
 今回の補正は、「損害賠償の額を定めることについて」並びに「清里町長等の給与等に関する条例の一部改正」に係るものです。  
 ●補正額 53万2千円  
 ●補正後の予算総額 42億4千202万9千円

## その他の案件

### 農山村景観・自然環境保全施設の指定管理者の指定

原案可決



指定管理者 特定非営利活動法人きよさと観光協会(会長 川筋 守)  
 指定の期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

### 町道路線の認定

原案可決

- 路線名 札弦南第2道路
- 起点 札弦町124番地1
- 終点 札弦町115番地4

## 意見書

日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書  
 原案可決

趣旨 日豪FTA/EPA交渉においては、関税撤廃となつた場合の北海道農業や地域経済並びに食料自給率等への甚大な影響を踏まえ、重要品目の例外扱いの確保を絶対条件として交渉にあたること。また、酪農畜産政策にあたっては、生乳需給の緩和による需給調整の実施、自給飼料基盤の確保等の課題を認識し、意欲ある担い手の育成のため北海道酪農畜産の基盤を強化すること。